

役員・評議員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みなな福祉会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 理事長とは、定款第一五条で定める者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事でこの法人の職員である者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間450万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 この法人の理事長に対する報酬は、月額30万円とする。
- 4 この法人の理事長を除く役員に対する報酬は、日額1万円とする。
- 5 この法人の評議員に対する報酬は、日額5千円とする。

6 この法人の役員に対する退職慰労金は、別表に定める算式により算出される額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長の報酬は、毎月21日に支給する。

2 理事長以外の役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内に支給する。

4 報酬等は、通貨をもって本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員が出張する場合は、別に定める旅費支給規程に基づいて出張費として支給することができる。

2 役員及び評議員がその職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成7年4月14日より施行する。

この規程は、平成24年4月1日より改定する。

この規程は、平成27年4月1日より改定する。

この規程は、平成29年1月1日より改定する。

この規程は、平成29年6月8日より改定する。

別表

退職慰労金の算定式

$$1 \text{ 万円} \times \text{在任年数} \times \text{係数}$$

※在任年数は1年単位とし、端数は1年に切り上げる。

※係数は理事長を「2」、理事長以外の役員を「1」とする。